

8月9日 ふる

今年は4地区一斉に祭りが行なわれます。

7月5日現在の予定では次のとおりですが、詳細については各地区実行委員の方がたが検討中です。決まり次第みなさんにお知らせします。みなさんこぞって参加しましょう！

日吉まつり

子供みこしパレード順路

第1コース 二又越川鉄鋼前(12:50出発)→宝米→新井(14:00着)

第2コース 篠本一区青年館前(14:30出発)→二区→三区(14:00)

第1・2コース共篠本石毛会館で合流後日吉小学校へ 16:00着

カラオケ大会 日吉小学校 18:00から

南条まつり

大人・子供みこしパレード順路

9:45集合
10:00出陣式 南条小学校(10:30出発)→芝崎公民館→虫生青年館
10:30出発
→富下青年館(12:00)→富下青年館(13:00)→若梅
→小川台→台青年館→小田部青年館→母子→
小田部住宅→南条小(17:00着)

カラオケ大会 南条小学校 18:00から



税金

Q & A

Q 私は、ある事情から山林を不動産業者に売りたいと考えていますが、心配なのは税金のことで。そのため、売ったお金は一部預金しておき、納税にそなえたいので計算方法を教えてください。

A おたずねでは、長期(10年以上)所有の土地か、短期(10年未満)の所有かわかりません。また、具体的にいくらでお売りになるのかわかりませんので、次の仮定でお答えします。

- ① 長期所有(売る年の1月1日現在で所有期間が10年を超える)の土地である。
- ② 売る金額は4千万円以下である。

まず、土地を売ることによって納めなければならない税金として**国税(所得税)**と**住民税(県民税及び町民税)**、それに**国民健康保険税(国保に入っている者のみ)**があります。

国税(所得税)の計算

$$\boxed{\text{売った代金}} - \boxed{\text{その土地を買ったときの代金(わからないときは売った代金の5パーセント)}} - \boxed{\text{売ったときの手数料や印紙代などの経費}} = \boxed{\text{課税長期譲渡所得金額}}$$

$$\boxed{\text{課税長期譲渡所得金額}} - \boxed{\text{特別控除額(最高100万円)}} = \boxed{\text{課税長期譲渡所得金額}}$$

$$\boxed{\text{課税長期譲渡所得金額}} \times 20\text{パーセント} = \boxed{\text{所得税}}$$